

調査報告書

委員会名	厚生常任委員会
派遣委員	8名
調査目的	厚生常任委員会所管事務調査のため
行先及び調査事項	東京都大田区：おいじたく情報登録事業について 東京都中野区：産後ドゥーラについて
日程	令和7年10月29日（水）～10月30日（木）
報告事項	別紙のとおり

◇ 報告事項

○老いじたく情報登録事業について(東京都大田区)

1 大田区の概要

- ・人口：745,621人(令和7年10月1日時点)
- ・面積：61.86k㎡

2 老いじたく情報登録事業について

(1)老いじたくとは

自分自身の想いが尊重され、自分らしく、より前向きに、安心して暮らすために、元気なうちから将来に備えること。家族など、自分の関係する人が安心して自分の老後を支援できるようになり自分が亡くなった後の困りごとを防ぎ、心配に思うことを解消することができる。

(2)目的

老いじたくに関する情報をあらかじめ区に登録し、対象者本人が、病気・事故等で意思表示ができなくなったときまたは死亡したときに、登録対象者が照会可能な者として登録した者、医療機関、警察、消防、区の福祉関係機関等からの照会に対して、区に登録した情報を提供することで、本人の意思を的確に伝達し、意思の実現につなげ、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより安心できるものにする。

(3)事業内容

老いじたく情報登録事業の登録対象者は、区内に住民登録がある65歳以上の高齢者である。申請者は登録対象者または登録対象者が成年後見開始の審判を受けている場合は成年後見人等で、登録費用は無料である。

登録する項目は、本人の氏名、生年月日、住所、電話番号で、必須登録項目は緊急連絡先、本籍・筆頭者、かかりつけ医療機関、既往歴・現病歴である。

任意登録項目は、エンディングノートや任意後見契約書の保管場所や遺言書の指定回答対象者や、お墓の所在地及び指定回答対象者も登録が可能となっている。

(4)情報提供の流れ

- ①大田区福祉管理課にて、老いじたくに関する情報を登録する。
- ②登録者が病気や事故または死亡により意思表示ができなくなる。
- ③大田区は登録者が指定した方、医療機関、警察等へ老いじたく情報を提供する。
- ④あらかじめ登録した自らの思いを実現できる。

(5)実施状況

令和7年1月6日時点での相談件数は97件で、登録件数は2件である。主な相談内容は、一人暮らしのもしもの時のための相談や、相続・遺言についての相談を受けている。

地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターや社会福祉協議会おた成年後見センターで相談対応をしており、周知については、区報への掲載や、区のホームページ、チラシ配布等で行政、医療機関、地域関係、金融機関、警察・消防等にも協力を得ている。

3 老いじたく推進事業について

(1)目的

「人生100年時代」と言われる今日、区民の方が生涯を安心して生き生きと暮らすことができるよう、元気なうちから将来に備えることでご本人の思いが尊重され、いつまでも自分らしく、人生を前向きに安心して暮らしていただくことを目的としている。

推進事業については、大田区社会福祉協議会と連携して実施している。

(2)実施内容

○パンフレット

令和2年度から概要版のパンフレットの配布を開始した。3年度からは詳細版も作成し、2種類のパンフレットを配布している。

○講演会

令和4年度から事業を開始した。弁護士が講師となりパンフレットに沿って、将来に向けて備えておきたい事項等を区民の方が整理できるように分かりやすく講演する。

年に1回、事前申込制で開催し、参加者は100人台を推移している。

○セミナー

令和3年度から事業を開始した。弁護士が講師となりパンフレットに沿って、将来に向けて備えておきたい事項を分かりやすく説明する講座で、質疑応答が可能である。5年度からは地域版として、地域の18の特別出張所で順次開催し、1回当たり20～50人前後が参加している。

○相談会

令和2年度から事業を開始した。相続・遺言・成年後見制度等の将来への不安や疑問に対し、司法書士とおおた成年後見センター職員が個別無料相談に応じる事業である。事前予約制で相談後は専門職からの話や相談者自身の気持ちを振り返る時間を設けている。

6年度の実績は、実施回数が46回で、相談者数が86組であった。

○合同相談会

令和3年度から老いじたく相談やセミナー参加者を対象に実施していたが、5年度からは老いじたく相談会の参加者を対象に実施している。各分野の専門職（弁護士、司法書士、税理士、宅地建物取引士、公証人等）が合同で助言を行う。

6年度の実績は、開催回数2回で21組が参加し、専門職13人が助言を行った。

4 今後の課題

○区民への周知・理解啓発

区報で特集を組んだ直後は相談件数が増加したが、その後相談件数が伸び悩んでいるため、周知が課題である。区の講演会を通じて周知啓発に取り組んでいる。

○区や社会福祉協議会から身元保証や死後事務委任契約事業者を紹介できない

個別に民間の事業者を紹介することが難しく、区や社会福祉協議会で身元保証を引き受けることも難しい。社会福祉法の改正等、国の動向を見ながら検討していく予定である。

5 主な質疑

Q 老いじたく情報登録事業の登録数の目標値はあるのか。現在の登録数は何件か。

A 目標値は設定しておらず、老いじたくを始めるきっかけづくりを広めている。
令和7年9月末時点で登録件数は8件で相談件数は189件である。

Q 家族が老いじたく情報登録をしていたことを家族が知らなかった場合、本人の意思をどのタイミングで確認するのか。

A 老いじたく情報登録票の申請後に、区から申請した登録票の写し・登録証及び登録完了通知書を交付した登録者本人から家族に連絡していない場合は、登録者の自宅で掲示用の登録証を見ることによって、区に照会することが想定される。

6 委員の意見

- ・登録をすることが目的ではなく、老いじたくを考えるきっかけづくりが真の目的であると理解した。相談会を通してエンディングノートの作成等がより身近なものとして浸透し、「自分の人生を自分でデザインする」という意識を区民に広めている点に大きな意義を感じた。
- ・社会福祉協議会等と協同での取組でなければ、直営では困難であると感じた。その上で個人情報の取扱いについては、団体職員のセキュリティの担保が問われると感じた。
- ・社会福祉協議会や自治会、民生委員等が中心の組織を作り、身寄りのない方の登録制度を整える必要があると感じた。
- ・関連機関への情報提供等はまだ行われていないとのことであったため、その面からの課題なども含めて、情報収集し考えていく必要がある。



○産後ドゥーラについて(東京都中野区)

1 中野区の概要

- ・人口：344,096人(令和7年10月1日時点)
- ・面積：15.59k㎡

2 産後ドゥーラとは

一般社団法人ドゥーラ協会から認定を受けた、産前産後の女性特有のニーズに応え、心身の安定と産後の身体の回復、赤ちゃんの育児や新しい生活へのスムーズな導入を目的に、母親の気持ちに寄り添った母親のためのサポートを行う専門家のことである。

3 妊娠・出産・子育てトータルケア事業について

(1)経緯

令和元年に母子保健法が改正され、産後ケア事業が努力義務として定義された。背景には近年の核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の援助を十分に得られず、不安や孤立感を抱きながら育児を行う母親が存在している状況がある。

中野区では、平成27年から国や東京都の補助制度を活用しながら、妊娠期から出産・子育て期への切れ目ない支援を図るために、妊娠・出産・子育てトータルケア事業に取り組んでいる。

この中で、産前家事支援事業、産後家事・育児支援事業、多胎児家庭支援事業を委託している有限会社マ・メールに、産後ドゥーラを派遣してもらっている。約50名の産後ドゥーラが在籍しており、1時間800円で利用が可能である。

(2)産前家事支援事業について

妊娠中の方に代わって食事の支度や洗濯、居室の清掃、未就学児の送迎や健診同行等の家事支援を受けることができる。

対象者は、中野区在住の妊婦で体調が悪く家事を行うことに支障があり、なおかつ家族等から家事支援を受けられない方である。利用料金は1時間につき800円で利用可能で、利用上限は15時間となっており、国及び東京都の補助金を活用している。

令和6年度の利用実績は、全体の利用件数が498件で、そのうち産後ドゥーラの派遣を行っている事業者の利用件数は381件となっており、利用割合は全体の約77%となっている。

(3)産後家事・育児支援事業について

出産後に家事育児でお困りの方に向けて、家事育児サポーターを派遣する事業である。

支援内容は、家事の面では食事の支度や洗濯、居室の清掃、未就学児の送迎や健診同行等の家事支援を受けることができ、育児サポートの面では授乳、おむつ替え、沐浴の補助や育児相談を受けることができる。

中野区在住で1歳未満の子どもがいる世帯が利用できる。利用料金は1時間につき800円で利用可能で、利用上限は20時間となっており、東京都の補助金を活用している。

令和6年度の利用実績は、6事業者のうち、家事及び育児サポートの面ともに産後ドゥーラの派遣を行っている事業者の利用率が高い。

(4)産後ケア事業について

産後の体調が心配、育児が不安等で困ったときに助産師のサポートを受け、相談ができる事業である。3種類あり、ケア内容はいずれも育児相談、授乳相談、疲労回復ケア、乳房ケア、乳児のケア、乳児の健康状態のチェックである。利用回数は3種類の産後ケア事業を合わせて15回までとなっており、産後ショートステイは最大7回まで利用可能となっている。

○産後ショートステイ：出産後満5か月になる前日まで利用が可能。利用料金は1回3,000円。

○産後デイケア：出産後満7か月になる前日まで利用が可能。利用料金は1回1,000円。

○産後アウトリーチ：出産後満1歳になる前日まで利用が可能。利用料金は令和7年度から1回2,000円。

(5)今後の課題について

○産後ケア事業の周知と利用促進

産後ケア事業の周知はかんがる一面接や、こんにちは赤ちゃん訪問時等に行っているが「知らなかった」「使いそびれた」という声も上がっているため、周知の徹底や個別の勧奨等も工夫が必要である。

*かんがる一面接：妊娠20週以降の方に行う保健師等による面接

*こんにちは赤ちゃん訪問：生後4か月以内の乳児のいる家庭に保健師または訪問指導員が訪問

○申し込み方法の改善

事業によってはフォームでの受付を行っているが、電話での申し込みも残っている状況である。国が勧める母子保健DXの一環として、申し込みの電子化を検討していく。

3 家事育児支援サポーター（産後ドゥーラ）養成講座受講費用の一部助成事業

(1)助成事業の概要

産後家事・育児支援事業及び多胎児家庭サポーター事業の利用者が、必要ときに十分な支援を受けることができるよう、家事育児支援サポーターの人材確保を支援するために、中野区では家事育児支援サポーター養成講座の受講を修了し、中野区が委託する事業者に従事する方に対し、当該講座の受講に要した費用の一部の助成を行っている。

助成対象講座：産後ドゥーラ養成講座

助成対象者：次の要件を全て満たしている方

- ・一般社団法人ドゥーラ協会が実施する令和5年度～7年度の産後ドゥーラ養成講座の受講を修了し、認定されていること。
- ・講座の修了後、2年以内に産後家事・育児支援事業受託事業者に産後ドゥーラとして就業し、従事していること。

助成金額：本人が負担した受講費用の2分の1または助成上限20万円のうち、いずれか低い額

(2)助成事業の利用実績

令和6年度：3人

令和5年度：11人

令和4年度：15人

(3)産後ドゥーラの今後の課題

○産後ドゥーラの育成

産後家事・育児支援事業は、産後ドゥーラの希望が多いため、継続的に育成する必要がある。

○産後ドゥーラ養成講座受講費用の助成実績の向上

他自治体でも、同様の助成事業が増加しているため、中野区の助成実績が減少傾向である。助成制度や家事育児支援サポーターの必要性を周知していく必要がある。

4 主な質疑

Q 産後ドゥーラの派遣で一番喜ばれるサポートは何か。

A 食事の支度（つくりおきを含む）、育児相談、居室の清掃、沐浴の補助の順で人気がある。特に中野区の助成している産後ドゥーラ養成講座では、調理については綿密に実習を行っており養成講座の全てのカリキュラムが修了しても、調理の実習は合格するまで受け続けなければならないため、信頼を受けている。

Q 利用者からの感想は。

A 調査は行っていないが、同じ産後ドゥーラをリピート利用される方が多いため、質の高いサービスを提供していただいている、親身になって相談に乗ってもらえることができる頼れる存在になっていると考えている。

また、産後ドゥーラが訪問した際に、養育的に気になるケースについては、地域のすこやか福祉センターと情報共有を行っており、地域の支援につなぐこともある。

5 委員の意見

- ・産後ドゥーラの発祥地であり、これまでの取組やノウハウの多くが参考になった。
- ・中野区では国や東京都の補助制度を活用しながら事業を実施しており、財政面から考えると本市での導入は難しいと感じた。しかし、産後ドゥーラの知識等を借りて妊娠・出産・子育てのサポートを充実させることは可能と思われるため、本市にあった形で産後ドゥーラの力を借りることが望ましいと考える。



↑生成AIで作成された坂本龍馬

